第７関係

　　　　　年　　月　　日

　　和歌山県知事　様

住所

　　　　　　　　　　　 　　　　　　　氏名（法人等にあっては名称及び代表者氏名）

　　年度紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付申請書

　　年度において、標記補助金の交付を受けたいので、補助金　　　　　　　　円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

　なお、この申請に当たり同規則第５条の２に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第１０条第２項の規定に違反した場合には、同規則第１７条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

（補助金の振込先口座）

※申請者名義の口座とすること。

　　■銀行名・支店名：

　　■口座種別　　　：

　　■口座番号　　　：

　　■（フリガナ）　：

　　■口座名義人　　：

　※通帳の写し（上記の内容が全て確認できるページ）を添付すること。

　（関係書類）

　※補助金の交付申請に添付が必要な書類

　　１．実績報告書（別記第８号様式）

　　２．紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書（写）

　　３．紀州材納品書（写）

　　４．設計図（配置図及び各階平面図）（写）

　　５．写真(①施工前、②施工中(棟上げ時は必須)、③補助対象完成後、④懸垂幕等施工状況)

　　６．自社ホームページ等での紀州材のＰＲ実績（ＰＲ実績がわかる印刷部等）

　　７．内覧会の開催実績（案内チラシ及び実施状況の写真等）

　　８．申込承認書（写）

　※２，３，４，５については、補助対象とする建築現場ごとに整理し提出すること。

　※紀州材証明書は、紀州材が紀州材証明者から建築事業者に達するまでの取引において、複数者が関与する場合は、その取引ごとに原本証明(印鑑不要)したものとする。

　※和歌山県が、紀州材の普及に繋がると判断した場合には、その普及活動に設計図面や写真等を使用することができる。